

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理（県議会議案「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」に対する意見）

総務課

1 概要

平成31年第2回沖縄県議会に知事が提出した議案「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」に係る、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取に対する回答について、教育委員会会議を開催する時間的余裕がなかったことから、平成31年2月4日に、沖縄県教育委員会の議決事項及び教育長に委任する事項等に関する規則第7条第1項に基づき、教育長による臨時代理により回答した。

2 教育委員会所管の条例改正の概要

(1) 第26条関係

沖縄県立離島児童生徒支援センターの設置及び管理に関する条例の一部改正

(2) 第27条関係

沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例の一部改正

(3) 第28条関係

沖縄県立図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正

(4) 第29条関係

沖縄県立博物館・美術館の設置及び管理に関する条例の一部改正

3 臨時代理した意見の内容

議案「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」については、異議がない旨を回答した。

条例案の概要の説明

部課名 総務部財政課

1 件名

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

2 改正の経緯及び必要性

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成24年法律第69号）等により消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴い、使用料の額、利用料金の基準額等を改める必要がある。

3 改正案の概要

(1) 消費税法等の一部が改正されたことに伴い、次の条例について、使用料の額、利用料金の基準額等を改める。

<ア～ノ省略>

ハ 沖縄県立離島児童生徒支援センターの設置及び管理に関する条例

ヒ 沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例

フ 沖縄県立図書館の設置及び管理に関する条例

ヘ 沖縄県立博物館・美術館の設置及び管理に関する条例

(2) この条例は、平成31年10月1日から施行する。（附則第1項）

(3) この条例の施行に関し、必要な経過措置を定める。（附則第2項）

4 根拠法令

(1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第228条及び第244条の2

- (2) 地方財政法（昭和23年法律第109号）第23条
- (3) 漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第35条及び第39条の5
- (4) 道路法（昭和27年法律第180号）第39条
- (5) 河川法（昭和39年法律第167号）第32条
- (6) 海岸法（昭和31年法律第101号）第11条

5 関係各課との調整状況

各条例所管課と調整済み

6 添付資料

- (1) 新旧対照表

新旧対照表 (第26条関係)

沖縄県立離島児童生徒支援センターの設置及び管理に関する条例 (平成27年沖縄県条例第51号) 新旧対照表

改正案		現行																			
第9条 (略)		(使用料等) 第9条 使用者は、別表に定める使用料を納めなければならない。 2 前項の使用料は、前納とする。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、後納とすることができる。 3 既に納められた使用料は、返還しない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。 別表 (第9条関係)																			
別表 (第9条関係)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>舎室</td> <td>1月につき</td> <td>19,000円</td> </tr> <tr> <td>交流室</td> <td>1室1時間につき</td> <td>150円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	単位	使用料	舎室	1月につき	19,000円	交流室	1室1時間につき	150円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>舎室</td> <td>1月につき</td> <td>18,700円</td> </tr> <tr> <td>交流室</td> <td>1室1時間につき</td> <td>150円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	単位	使用料	舎室	1月につき	18,700円	交流室	1室1時間につき	150円	
区分	単位	使用料																			
舎室	1月につき	19,000円																			
交流室	1室1時間につき	150円																			
区分	単位	使用料																			
舎室	1月につき	18,700円																			
交流室	1室1時間につき	150円																			

(注) 条例の改正規定に係る部分の対照箇所アンダーラインを引くこと。

新旧対照表 (第27条関係)

沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例 (平成20年沖縄県条例第49号) 新旧対照表

改正案

現行

第14条 (略)

(利用料金)
 第14条 利用者は、青少年の家の利用に係る料金 (以下「利用料金」という。) を指定管理者に納めなければならない。
 2～5 (略)

別表 (第14条関係)

区分		基準額
宿泊室	児童及び生徒	1人1泊につき <u>320円</u>
	一般及び学生	1人1泊につき <u>630円</u>
キャンプ場	児童及び生徒	1人1泊につき150円
	一般及び学生	1人1泊につき260円
研修室及び訓練室	児童及び生徒	1室1時間につき150円
	一般及び学生	1室1時間につき <u>370円</u>
プレイホール	児童及び生徒	1時間につき <u>370円</u>
	一般及び学生	1時間につき <u>730円</u>

備考 (略)

区分		基準額
宿泊室	児童及び生徒	1人1泊につき <u>310円</u>
	一般及び学生	1人1泊につき <u>620円</u>
キャンプ場	児童及び生徒	1人1泊につき150円
	一般及び学生	1人1泊につき260円
研修室及び訓練室	児童及び生徒	1室1時間につき150円
	一般及び学生	1室1時間につき <u>360円</u>
プレイホール	児童及び生徒	1時間につき <u>360円</u>
	一般及び学生	1時間につき <u>720円</u>

備考 (略)

(注) 条例の改正規定に係る部分の対照箇所アンダーラインを引くこと。

新旧対照表 (第28条関係)

沖縄県立図書館の設置及び管理に関する条例 (平成30年沖縄県条例第57号) 新旧対照表

改正案	現行												
<p>第4条 (略)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>別表 (第4条、第5条関係)</p> <p>1 施設使用料</p> <table border="1" data-bbox="954 1131 1072 2020"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ホール</td> <td>1時間につき</td> <td>2,710円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 附属設備使用料 (略)</p> <p>備考 (略)</p>	区分	単位	使用料	ホール	1時間につき	2,710円	<p>(使用の許可)</p> <p>第4条 別表に掲げる図書館の施設又は附属設備 (以下「施設等」という。) を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。許可を受けた者 (以下「使用者」という。) が許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(使用料)</p> <p>第5条 使用者は、別表に定める使用料を納めなければならない。</p> <p>2 前項の使用料は、前納とする。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、後納とすることができる。</p> <p>3 既に納められた使用料は、返還しない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。</p> <p>別表 (第4条、第5条関係)</p> <p>1 施設使用料</p> <table border="1" data-bbox="954 168 1072 1057"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ホール</td> <td>1時間につき</td> <td>2,700円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 附属設備使用料 (略)</p> <p>備考 (略)</p>	区分	単位	使用料	ホール	1時間につき	2,700円
区分	単位	使用料											
ホール	1時間につき	2,710円											
区分	単位	使用料											
ホール	1時間につき	2,700円											

(注) 条例の改正規定に係る部分の対照箇所アンダーラインを引くこと。

新旧対照表（第29条関係）

沖縄県立博物館・美術館の設置及び管理に関する条例（平成18年沖縄県条例第72号）新旧対照表	
改正案	現行
<p>第11条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 企画展又は特別展を閲覧しようとする場合の観覧料は、<u>3,150円</u>を超えない範囲内で、その都度指定管理者が定めるものとする。</p> <p>4～7（略）</p> <p>第14条（略）</p> <p>第19条（略）</p>	<p>（観覧料）</p> <p>第11条 常設展、企画展又は特別展を閲覧しようとする者は、観覧料を指定管理者に納めなければならない。</p> <p>2 常設展を閲覧しようとする場合の観覧料は、別表第1に定める基準額に100分の70を乗じて得た額から当該基準額に100分の130を乗じて得た額までの範囲内で、指定管理者が定めるものとする。</p> <p>3 企画展又は特別展を閲覧しようとする場合の観覧料は、<u>3,090円</u>を超えない範囲内で、その都度指定管理者が定めるものとする。</p> <p>4 前2項の規定にかかわらず、1年間を通して常設展、企画展又は特別展を閲覧しようとする場合の観覧料は、別表第2に定める基準額に100分の70を乗じて得た額から当該基準額に100分の130を乗じて得た額までの範囲内で、指定管理者が定めるものとする。</p> <p>5 指定管理者は、第2項から前項までの規定により、観覧料を定めようとするときは、あらかじめ教育委員会の承認を受けなければならない。観覧料を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>6 教育委員会は、前項の承認をしたときは、これを告示するものとする。</p> <p>7 観覧料は、指定管理者の収入とする。</p> <p>（利用の許可）</p> <p>第14条 別表第3に掲げる博物館・美術館の施設又は附属設備（以下「施設等」という。）を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた者（以下「利用者」という。）が許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2・3（略）</p> <p>（利用料金）</p> <p>第19条 利用者は、施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管</p>

理者に納めなければならない。

- 2 利用料金は、別表第3に定める基準額に100分の70を乗じて得た額から当該基準額に100分の130を乗じて得た額までの範囲内で、指定管理者が定めるものとする。
- 3 第11条第5項から第7項まで、第12条及び第13条の規定は、利用料金について準用する。

別表第1（第11条関係）

区分	基準額（1人につき）	
	個人の場合	団体の場合
博物館施設	一般	420円
	大学生及び高校生	270円
	中学生及び小学生 150円（県外の中学生及び小学生に限る。）	120円（県外の中学生及び小学生に限る。）
美術館施設	一般	320円
	大学生及び高校生	210円
	中学生及び小学生 100円（県外の中学生及び小学生に限る。）	80円（県外の中学生及び小学生に限る。）

備考（略）

別表第2（第11条関係）

区分	基準額（1人につき）	
	個人の場合	団体の場合
博物館施設	一般	420円
	大学生及び高校生	270円
	中学生及び小学生 150円（県外の中学生及び小学生に限る。）	120円（県外の中学生及び小学生に限る。）
美術館施設	一般	320円
	大学生及び高校生	210円
	中学生及び小学生 100円（県外の中学生及び小学生に限る。）	80円（県外の中学生及び小学生に限る。）

備考（略）

別表第2（第11条関係）

区分	基準額（1人につき）	
	個人の場合	団体の場合
博物館施設	一般	410円
	大学生及び高校生	260円
	中学生及び小学生 150円（県外の中学生及び小学生に限る。）	120円（県外の中学生及び小学生に限る。）
美術館施設	一般	310円
	大学生及び高校生	210円
	中学生及び小学生 100円（県外の中学生及び小学生に限る。）	80円（県外の中学生及び小学生に限る。）

別展		は、1,200円)		
美術館施設	常設展	950円	630円	320円 (県外の中学生及び小学生に限る。)
	常設展及び企画展	4,080円	2,720円	1,370円 (県内の中学生及び小学生にあつては、1,050円)

備考 (略)

別表第3 (第14条、第19条関係)

1 施設利用料金

(1) 博物館施設利用料金

区分		基準額 (1日につき)
企画展示室	入場料を徴収しない場合	30,480円
	入場料を徴収する場合	91,450円
	特別展示室	39,920円
	入場料を徴収する場合	119,750円
実習室	入場料を徴収しない場合	9,430円
	入場料を徴収する場合	28,280円
講座室	入場料を徴収しない場合	16,650円
	入場料を徴収する場合	49,970円

(2) 美術館施設利用料金

区分		基準額 (1日につき)
県民ギャラリー1		8,480円

別展		は、1,180円)		
美術館施設	常設展	930円	620円	310円 (県外の中学生及び小学生に限る。)
	常設展及び企画展	4,010円	2,670円	1,340円 (県内の中学生及び小学生にあつては、1,030円)

備考 (略)

別表第3 (第14条、第19条関係)

1 施設利用料金

(1) 博物館施設利用料金

区分		基準額 (1日につき)
企画展示室	入場料を徴収しない場合	29,930円
	入場料を徴収する場合	89,790円
	特別展示室	39,190円
	入場料を徴収する場合	117,570円
実習室	入場料を徴収しない場合	9,260円
	入場料を徴収する場合	27,770円
講座室	入場料を徴収しない場合	16,350円
	入場料を徴収する場合	49,060円

(2) 美術館施設利用料金

区分		基準額 (1日につき)
県民ギャラリー1		8,330円

県民ギャラリー2	7,850円
県民ギャラリー3	7,850円
県民ギャラリースタジオ	8,590円
県民アトリエ	7,330円
	22,000円
子供アトリエ	7,850円
	23,570円
企画展示室1	34,370円
	103,080円
企画展示室2	42,640円
	127,920円
講座室	9,530円
	28,600円

(3) その他施設利用料金

区分	基準額 (1時間につき)
講堂	3,570円
	10,680円

2 附属設備利用料金 (略)
備考 (略)

県民ギャラリー2	7,710円
県民ギャラリー3	7,710円
県民ギャラリースタジオ	8,430円
県民アトリエ	7,200円
	21,600円
子供アトリエ	7,710円
	23,140円
企画展示室1	33,740円
	101,210円
企画展示室2	41,860円
	125,590円
講座室	9,360円
	28,080円

(3) その他施設利用料金

区分	基準額 (1時間につき)
講堂	3,500円
	10,490円

2 附属設備利用料金 (略)
備考 (略)